

議案第71号

富士見市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和53年条例第25号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年11月28日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

土地改良法の一部改正等に伴い、富士見市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

富士見市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和53年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第88条」を「第87条の5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。